明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通三一五）　一
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（環境三八）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五二
会社その他
会社決算公告　五五

告示

○国土交通省告示第三百十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年四月四日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第六号中「0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値に」を「0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を」に、「排気物」を「排出物」に改める。

第百十九条第一項第三号中「0.86を乗じた値に同別添に規定する冷機状態」を「0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態」に改める。

別添四十一Ⅱ3・1・の表中「ppm／vol%」を「ppm／vol%」に、「Δ」を「Δt」に、「e_x」を「e_s」に、「ρ_e」を「ρ_a」に改め、同別添Ⅱ6・1・の式(1)及び式(2)を次のように改める。

$$f_a=\left(\frac{99}{P_s}\right)\times\left(\frac{T_a}{298}\right)^{0.7} \quad (1)$$

$$f_a=\left(\frac{99}{P_s}\right)^{0.7}\times\left(\frac{T_a}{298}\right)^{1.5} \quad (2)$$

別添四十一Ⅱ7・3・表2中「7.1.6.項」を「7.6.1.項」に改め、同別添Ⅱ7・4・2・中「実施すること。」の下に「この場合において、最小マッピング回転数はアイドリング回転数とし、最大マッピング回転数は7.4.5.に規定するn_{hi}の1.02倍の回転数又は全負荷トルクがゼロに落ちる回転数のいずれか小さい方とする。」を加える。

別添四十一Ⅱ7・4・5・図5中「エンジン出力」を「エンジントルク」に改め、同別添Ⅱ7・4・6・(c)中「nhi」を「n_{hi}」に改め、同別添Ⅱ7・6・7・及び7・7・5・中「流量補正を使用する場合」を「サンプル流量の比例コントロールを用いた流量補正を行う場合」に改め、同別添Ⅱ7・∞・7・の表3及び表4中「最大トルク±20Nm又は±2％のいずれか大きい方」を「±20Nm又は最大トルクの±2％のいずれか大きい方」に、「最高出力±4kW又は±2％のいずれか大きい方」を「±4kW又は最高出力の±2％のいずれか大きい方」に改め、同別添Ⅱ∞・1・1・中式(13)から式(15)までを次のように改める。

$$k_{w,r}=\left(1-\frac{1.2442\times H_a+111.19\times w_{ALF}\times\frac{q_{mf,i}}{q_{maD,i}}}{773.4+1.2442\times H_a+\frac{q_{mf,i}}{q_{maD,i}}\times k_{fw}\times 1{,}000}\right)\times 1{,}008 \quad (13)$$